

## 議案第 33 号

### 久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

第19条第2号中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。(以下同じ。))の承認の請求時において、次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。